

JIS

鉄道信号用図記号

JIS E 3012 : 2022

(JREEA/JSA)

令和 4 年 8 月 25 日 改正

日本産業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本産業標準調査会標準第一部会 構成表

	氏名	所属
(部会長)	松 橋 隆 治	東京大学
(委員)	安 部 泉	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
	大 瀧 雅 寛	お茶の水女子大学
	奥 野 麻衣子	三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社
	木 村 一 弘	国立研究開発法人物質・材料研究機構
	是 永 敦	国立研究開発法人産業技術総合研究所
	椎 名 武 夫	千葉大学
	寺 家 克 昌	一般社団法人日本建材・住宅設備産業協会
	清 家 剛	東京大学
	高 辻 利 之	国立研究開発法人産業技術総合研究所
	千 葉 光 一	関西学院大学
	寺 澤 富 雄	一般社団法人日本鉄鋼連盟
	渡 田 滋 彦	一般財団法人日本船舶技術研究協会
	中 川 梓	一般財団法人日本規格協会
	久 田 真	東北大学
	廣 瀬 道 雄	一般社団法人日本鉄道車輛工業会
	藤 本 浩 志	早稲田大学
	星 川 安 之	公益財団法人共用品推進機構
	細 谷 恵	主婦連合会
	棟 近 雅 彦	早稲田大学
	村 垣 善 浩	東京女子医科大学
	山 内 正 剛	国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構放射線医学総合研究所
	山 田 陽 滋	名古屋大学
	和 辻 健 二	一般社団法人日本自動車工業会

主 務 大 臣：国土交通大臣 制定：昭和 36.3.1 改正：令和 4.8.25

官 報 掲 載 日：令和 4.8.25

原 案 作 成 者：一般社団法人日本鉄道電気技術協会

(〒110-0005 東京都台東区上野 2-12-20 NDK ロータスビル TEL 03-3837-5484)

一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 050-1742-6017)

審 議 部 会：日本産業標準調査会 標準第一部会 (部会長 松橋 隆治)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者、国土交通省鉄道局 技術企画課 [〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3 TEL 03-5253-8111 (代表)] 又は経済産業省産業技術環境局 国際標準課 [〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1 TEL 03-3501-1511 (代表)] にご連絡ください。

なお、日本産業規格は、産業標準化法の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本産業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	1
4 図記号	1
4.1 信号装置	2
4.2 転てつ装置	7
4.3 連動装置	9
4.4 列車制御装置	12
4.5 ブロックダイヤグラム	14
4.6 踏切保安装置	14
4.7 軌道回路	15
4.8 信号線路	16
4.9 電源装置	17
4.10 鉄管装置	17
4.11 リレー	17
4.12 表示器, その他	18
4.13 接点	18
4.14 諸設備	20
4.15 その他	21
解 説	23

まえがき

この規格は、産業標準化法第 16 条において準用する同法第 12 条第 1 項の規定に基づき、一般社団法人日本鉄道電気技術協会（JREEA）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から、産業標準原案を添えて日本産業規格を改正すべきとの申出があり、日本産業標準調査会の審議を経て、国土交通大臣が改正した日本産業規格である。これによって、**JIS E 3012:2004** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。国土交通大臣及び日本産業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

鉄道信号用図記号

Graphical symbols for railway signalling

1 適用範囲

この規格は、鉄道信号の図面などに使用する図記号（以下、図記号という。）について規定する。

2 引用規格

次に掲げる引用規格は、この規格に引用されることによって、その一部又は全部がこの規格の要求事項を構成している。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

- JIS C 0617-1 電気用図記号－第1部：概説
- JIS C 0617-2 電気用図記号－第2部：図記号要素、限定図記号及びその他の一般用途図記号
- JIS C 0617-3 電気用図記号－第3部：導体及び接続部品
- JIS C 0617-4 電気用図記号－第4部：基礎受動部品
- JIS C 0617-5 電気用図記号－第5部：半導体及び電子管
- JIS C 0617-6 電気用図記号－第6部：電気エネルギーの発生及び変換
- JIS C 0617-7 電気用図記号－第7部：開閉装置、制御装置及び保護装置
- JIS C 0617-8 電気用図記号－第8部：計器、ランプ及び信号装置
- JIS C 0617-9 電気用図記号－第9部：電気通信－交換機器及び周辺機器
- JIS C 0617-10 電気用図記号－第10部：電気通信－伝送
- JIS C 0617-11 電気用図記号－第11部：建築設備及び地図上の設備を示す設置平面図及び線図
- JIS C 0617-12 電気用図記号－第12部：二値論理素子
- JIS C 0617-13 電気用図記号－第13部：アナログ素子

3 用語及び定義

この規格には、定義する用語はない。

4 図記号

注記 この規格では、破線は関連する他の図記号などを表している。